

令和4年9月1日

保護者 様

関西高等学校
校長 藤原 佳市

学校での新型コロナウイルス感染症対策等について

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

さて、国内においては依然として新型コロナウイルス感染症が流行しており、岡山県でも新規感染者数がまだまだ多い状況が続いています。本校では、学校における新型コロナウイルス感染症対策として以下に記載した内容で行っておりますので、ご家庭におかれましても内容をご確認の上、適切に対応して頂きますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症につきましては、個別の対応が必要なことが生じることもございます。何かありましたら、学校までご連絡頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお今後の対応については、感染拡大状況に伴い変更する場合がありますが、ご了承ください。

1 マスクの着用について

生徒、教員間での飛沫による感染リスクを抑えるため、**生徒は登下校時（特に公共交通機関利用等）や校内ではマスクを着用してください。**ただし、屋外等十分な身体的距離が確保出来る場合や運動をする時、また、気温や湿度が高く熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合は、熱中症等への対応を優先させ、マスクを外す等の適切な対応をしてください。

2 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

以下の出席停止となる事由にあてはまる場合、『新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票』（HPダウンロード可）を担任に提出することにより、出席停止の扱いとします。連絡票の提出が無い場合は欠席扱いとなりますのでご注意ください。

【出席停止となる事由】

- 医療機関等において、新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された ※1
- 新型コロナウイルス感染症患者と接触があり、**濃厚接触者（準ずる者も含む）と特定された** ※2
- 生徒本人に発熱等の風邪の症状がみられる ※3
- 同居家族に発熱等の風邪の症状がみられる ※3
- 基礎疾患等があるため主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された
- 新型コロナウイルス感染症に関し、保護者の申し出を受け、登校を取りやめる事が特に必要であると校長が認める場合
- その他（例：新型コロナワクチン接種日 副反応による発熱 等 ※4）

※1 新型コロナウイルスに感染した場合

- ・PCR検査や抗原検査を受けた結果、新型コロナウイルスに感染した（陽性）と診断された場合、医療機関や保健所の指示に従い、療養、治療に専念してください。出席停止期間は「治癒するまで」となります。再登校する時期（日）については、医療機関や保健所の指示に従ってください。尚、再登校に当たっては、**医療機関や保健所等の陰性証明書等を学校に提出する必要はありません。**（上記の『新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票』を保護者様が作成し、担任までご提出ください。）

参考 <療養期間について>

有症状者は、発症日（0日目）から10日間が経過し、かつ症状軽快から72時間経過した場合に、療養解除となります。

無症状者は、検体採取日（0日目）から7日間無症状のまま経過した場合、8日目に療養解除となります。（8月31日現在）

- ・学校での濃厚接触者（に準ずる者）の特定のため、学校から聞き取り調査等を行う場合がありますが、その際は調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

※2 濃厚接触者（準ずる者）の特定

- (1) 保健所による濃厚接触者の特定は、原則、同居の家族のみであることから、**学校においては、陽性となった生徒（以下陽性者）から行動歴を聞き取り、次の範囲で濃厚接触者に準ずる生徒の特定を行います。**

陽性者の感染可能期間（発症2日前から）に接触した生徒のうち、会話（大声や飛沫が飛ぶ会話を想定）の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わずに飲食を共にした場合等。

< 例 >

- ・黙食していない食事、運動時等、近距離での15分以上の接触があった場合
- ・寮や寄宿舎等において同室の場合
- ・長時間の接触（1時間程度、車内の乗車）があった場合

- (2) 濃厚接触者（準ずる者）に特定された生徒の自宅待機期間は、陽性者との最終接触日（0日）から5日間（6日目解除）といたします。ただし、部活動の試合（公式戦）、就職試験、大学受験、資格試験等においては、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたものを必ず使用し、自費検査とする）を用いた検査で陰性を確認した場合、3日目から解除を可能とします。（その際は、検査結果を学校側が画像等で確認いたします。）また、一定の発症のリスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温などの健康観察をしっかりと行い、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用する事など、感染症対策の徹底をお願いいたします。

※3 登校前の健康観察の実施の徹底（生徒本人および同居家族）

- ・ 毎朝、登校前に必ず検温し、健康観察をしてください。生徒本人及び同居のご家族に発熱、風邪の症状（頭痛、倦怠感、咽頭痛、咳等）がある場合は、登校をしないでください。
- ・ 学校が指定する健康観察入力フォームに毎日の体温、健康状態等を記録してください。（授業日は朝の SHR で担任からも入力 of 指示があります。）また、登校後、発熱や咳等の風邪の症状が出た場合は別室で待機し、保護者様に連絡の上、帰宅することとなりますので、学校からの連絡やお迎え等に速やかに対応していただきますようお願いいたします。
- ・ 学校での感染拡大防止の観点から、明らかな発熱や、発熱がなくても頭痛、倦怠感、咽頭痛、咳等の風邪症状がある場合、かかりつけ医にご相談の上、早めに病院を受診してください。
- ・ 4 日以上風邪等の症状で出席停止の措置をとる場合は、かかりつけ医にご相談の上、必ず病院を受診してください。

※4 新型コロナワクチンの接種に伴う出席停止について

(1) 新型コロナワクチンの接種日について

期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等で、**やむを得ず授業時間内に医療機関等でワクチン接種を受ける場合は**、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合など、校長が出席しなくても良いと認めた場合」に該当すると判断し、**出席停止の扱い**とします。

(2) ワクチン接種後の副反応が出た場合の出欠の取扱いについて

副反応であるかに関わらず、**接種後、発熱等の症状がみられる時には**、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく**出席停止の扱い**とします。また、発熱等の症状以外がみられる場合についても適切に対応いたします。

- (1) (2) のいずれについても、『**新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票**』の「生徒本人に発熱等の風邪の症状がみられる」や「その他」の欄に『**新型コロナワクチン接種日**』等をご記入の上、担任に提出してください。

3 学校への連絡を緊急に要する場合について

- ・ 本人又は同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合
- ・ 本人又は同居家族が PCR 検査を受けた場合、または受ける予定となった場合
- ・ 本人又は同居家族が（保健所等から）新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合等